

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業仕様書

1 件名

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

2 目的

本事業は、認知症の人が日常生活における偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険（以下「保険」という。）について、尼崎市（以下「市」という。）が契約者となり保険加入することで、認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するために実施する保険事業である。

3 保険期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、令和7年度の関係予算が市議会において承認されなかった場合はこの限りではない。また、本市が業務遂行について特段の支障がないと判断し、かつ、翌年度の関係予算が市議会において承認された場合に限り、引き続き令和11年度（令和12年3月31日）まで、単年度ごとに契約を締結（継続）する。

4 保険契約者

尼崎市長

5 保険対象者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者で、以下の3つの条件をすべて満たし、かつ市長が認定した者とする。市長が認定した保険対象者については、市長が保険会社に届け出を行い、市長と保険会社の間で保険契約を行うものとする。

(1) 尼崎市「認知症みんなで支えるSOSネットワーク」の登録者

(2) 在宅生活をしており、次のア、イに該当しない者

① 介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する者

ア 施設サービス＝ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設

イ 居住系サービス＝ 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護

② 病院・診療所または社会福祉施設等に長期に入院・入所しているなど①に準ずる者

(3) 介護保険の認定調査票または主治医意見書のいずれかにおいて「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と判定されている者

6 保険の内容

(1) 保険金額：1億円（自己負担額なし）

上記の金額を限度として、次の費用を支払うものとする。（次に掲げる以外の補償等も可とする）

① 被害者への治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料等

② 財物の修理代等

③ 裁判になった時の訴訟費用等

④ 線路への立ち入り等で電車等を運行不能にさせてしまった際の遅延損害

※ 示談交渉サービスの提供を行うこと。

※ 本人が法律上の賠償責任を負った場合のみならず、その配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子、並びに親権者、その他法定の監督義務者及び監督義務者に代わって本人を監督する者が負った法律上の賠償責任についても補償の対象とすること。

7 市が提供する対象者の個人情報

氏名（読み仮名含む）、住所、性別、生年月日、連絡先

8 保険請求の方法

保険会社が指定する受付窓口へ被保険者や法定相続人等から連絡し、保険会社所定の手続きを行い、保険金を請求する。

9 相談・事故受付報告

(1) 相談受付報告

① 加入者等からの相談を受け付けた場合、保険会社はその内容を随時記録し、その内容（相談者、相談日時、相談内容、対応等）について、四半期ごとに市に報告すること。

(2) 事故受付報告

① 事故を受け付けた場合、保険会社は受付をした旨と事故の内容等を速やかに市に報告すること。

② ①に係るその後の対応結果について、保険会社は速やかに報告書を作成し市に提出すること。

③ 四半期ごとに、受け付けた事故の「件数」「内容」「対応結果（概要）」について年間集計を行い、実績報告を行うこと。

10 保険料の支払い及び精算

(1) 保険期間中の被保険者の見込人数相当分の保険料を一括で支払う。期間途中で対象者の追加、脱退が生じた場合は、保険期間終了後に精算することとする。

(2) 対象者が中途脱退することにより保険解約となった場合は、当該対象者の残りの保険期間に相当する保険料を精算することとする。

(3) 上記(1)(2)を原則とするが、双方協議の上、別の方式による支払い及び精算も可とする。

11 その他

(1) 契約に適用される約款及び特別条項等で適用除外とされる心神喪失者に、認知機能が低下している者等である認知症者を含めないこと。

(2) 被保険者個人ごとに個別の保険証券等を発行・送付すること。

(3) 市民や地域包括支援センター等からの保険内容に係る問い合わせに対応できる体制（例：コールセンター）を整えること

(4) 事故受付は24時間体制を整えること。

(5) 本事業の遂行に係る市との連絡、調整、打ち合わせ等に際し、迅速に対応できる体制を整えること。

(6) 市において加入者へのアンケート調査を実施した際は、結果に係るデータ入力や集計等を行

うこと。

- (7) 事業者において、本業務に係るアンケート調査等を実施する際は、内容について市に事前相談するとともに、その実施結果について集計・分析を行い、市に報告すること。
- (8) 日本国内一円で起こった事故について、全国的な対応を行うこと。
- (9) 仕様書等に記載されていない事項や事業実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、双方で協議の上定めるものとする。

以 上